

<報道発表資料>

カテゴリー:県政一般

令和7年3月6日

**水回り修繕等を行う事業者に対する景品表示法に基づく
行政処分について**

埼玉県は、令和7年3月5日付けで、ウェブサイトで水回り修繕等に係る不当な広告を行っていた事業者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）に基づき、行政処分（措置命令）を行いました。

●行政処分の概要**1 処分対象事業者**

- （１）名 称：株式会社大和コーポレーション
 - （２）所在地：東京都世田谷区北沢3丁目6-2 ヴィステリオ北沢101
 - （３）代表者：代表取締役 小林 竜士
- ※ なお、上記事業者に対しては同日付けで、特定商取引に関する法律に基づく行政処分も併せて行いました。

2 措置命令の概要

- （１）対象役務
水回り修繕等（以下「本件役務」という。）

- （２）対象表示物

- ア 表示の概要

- （ア）表示媒体

- 「水道修繕受付センター」と称するウェブサイト

- (<https://an-shin-homeservice.com/lp02/>)

- （イ）表示期間

- 別表1から別表2のとおり

- （ウ）表示内容

- 別添写し1から別添写し3のとおり

- （３）違反事実

- 優良誤認表示（景品表示法第5条第1号）

- 当該事業者は、ウェブサイトにおいて、「水回りの対応件数 約10万件」、「実績 当社 月間2000件 他社 月間100件前後」と表示するなど、あたかも、多数の修理実績を有しており、また、本件役務に係る修理実績について、他の事業者の実績を大幅に上回るかのように表示をしていました。

実際には、

- (i) 当該事業者が、過去に提供した本件役務に係る契約件数は、10万件を大きく下回るものであったこと。また、当該事業者が、過去に提供した本件役務に係る月間の平均契約件数は、2000件を大きく下回るものでした。
- (ii) 当該事業者が、本件役務と同種役務を提供する競合他社との比較のために用いた他の事業者の修理実績は、代表取締役自身の現場経験からの推測によるものにすぎず、統計的に客観性が確保された調査によるものではありませんでした。

※ 優良誤認表示とは：商品・サービスの品質、規格その他の内容についての不当表示。
商品・サービスの品質を、実際よりも優れているかのように偽って宣伝する行為。

●有利誤認表示（景品表示法第5条第2号）

- ① 当該事業者は、ウェブサイトにおいて、「今月だけのWEB限定割引 3,000円OFF 基本料金 ~~3,000円~~ >> \地域最安値に挑戦! / 0円 完全無料 現地見積り 深夜・早朝料金 現地キャンセル 出張費」、「他社との料金比較 料金 当社 基本料0円※別途、作業料金が掛かります。他社 基本料6,000円+作業費 別途：調査費・出張費」と表示するなど、あたかも、他の事業者が提供する修理代金と比較して安く、また、表示にある安価な価格で提供可能であるかのように表示していました。

実際には、

- (i) 本件役務と同種役務を提供する競合他社との比較のために用いた他の事業者の修理代金は、代表取締役自身の現場経験からの推測によるものにすぎず、統計的に客観性が十分に確保されたものではありませんでした。
 - (ii) 本件役務の作業の過程で追加料金が発生することにより、約数万円から数十万円の作業代金を請求されるなど、消費者は表示されているような価格で本件役務提供を受けることができないものでした。
- ② 当該事業者は、ウェブサイトにおいて、「今月だけのWEB限定割引 3,000円OFF 基本料金 ~~3,000円~~ >> \地域最安値に挑戦! / 0円 完全無料 現地見積り 深夜・早朝料金 現地キャンセル 出張費」と表示するなど、あたかも、限定された期間中に依頼をした場合にのみ、割引が適用された価格で本件役務の提供を受けられるかのように表示していました。
実際には、期間を限定することなく継続的に基本料金を無料とする割引を適用させた価格で本件役務を提供していました。

※ 有利誤認表示とは：商品・サービスの価格その他取引条件についての不当表示。
商品・サービスの取引条件を、実際よりも有利であるかのように偽って宣伝する行為。

(4) 命令の概要

- ア 事業者が行った表示は景品表示法に違反するものである旨を一般消費者に周知徹底すること。
- イ 再発防止策を講じて、これを従業員に周知徹底すること。
- ウ 今後、同様の表示を行わないこと。

※ 本命令に従わなかった場合には、景品表示法の規定により、罰則が科される場合があります。

●県民の皆様へ

- ・ ウェブサイトに表示された低額な料金をうのみにせず、依頼する前に会社概要や所在地、水道局指定業者か否かなどを確認し、依頼をするかどうかを慎重に判断してください。
- ・ 作業内容や請求された料金に納得できない場合は、後日納得した料金で支払うなどと伝え、その場で料金を支払うことに慎重になりましょう（もし事業者の態度などに身の危険を感じるがあれば、警察に連絡するのも一法です）。
- ・ 契約内容に関しておかしいと感じる点があったり、契約上のトラブルに巻き込まれてしまった場合は、お住まいの自治体の消費生活相談窓口にご相談ください。
「消費者ホットライン：（市外局番なし）電話 1 8 8」で最寄りの消費生活相談窓口に繋がります。